

生産環境総合対策事業公募要領

(農業生産地球温暖化対策事業のうち施設園芸省エネルギー設備リース支援事業及び先進的省エネルギー加温設備等導入事業)

生産局

平成 2 2 年 4 月

農林水産省

生産環境総合対策事業公募要領

農業生産地球温暖化対策事業のうち施設園芸省エネルギー設備リース支援事業及び先進的省エネルギー加温設備等導入事業

第1 趣旨

我が国の農業が持続的に発展していくためには、地球温暖化の進行や農業生産に由来する環境保全効果及び環境負荷を踏まえた上で、農業生産活動が行われる必要がある。

このため、生産環境総合対策事業（以下「本事業」という。）は、農業生産における地球温暖化対策の強化など、環境と調和した持続的な農業生産の拡大に向けた取組を総合的に推進するものである。

第2 公募対象事業

本事業は、次に掲げる事業から構成され、1の事業にあっては別記1により、2の事業にあっては別記2により、公募するものとする。

- 農業生産地球温暖化対策事業
 - 1 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業（地区推進事業）
 - 2 先進的省エネルギー加温設備等導入事業（地区推進事業）